

福島県 野生動植物の 保護に関する 条例

地球には多種多様な生命が育まれています。
みんな私たちの大切な仲間たちです。



うつくしま、ふくしま。
福島県

条例制定の趣旨

福島県は、豊かで多様な自然環境に恵まれており、その中で多種多様な野生動植物が生息・生育しています。

野生動植物は、人間の生活にとってかけがえのない生態系の構成要素であり、長い歴史とともに郷土に生まれ、私たち県民の生活を支え、様々な恩恵をもたらしてきました。

しかし、近年においては産業活動や都市化の進展等により、野生動植物の生息環境等が大きく変化しており、平成14年3月、15年3月に県が発行した「レッドデータブックふくしま」には、1,024種が絶滅のおそれがある種として掲載されています。

こうしたことから、野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的として、「福島県野生動植物の保護に関する条例」を平成16年3月に制定しました。

条例の主な内容

「福島県野生動植物の保護に関する条例」では、県内に生息・生育する野生動植物の中でも、特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」として指定し、重点的な取組を行っていくこととしています。

特定希少野生動植物の指定

条例第2条第2項

希少野生動植物のうち、人為の影響により存続に著しい支障を来す事情が生じるなど、特に保護を図る必要があるものを**特定希少野生動植物**に指定します。

平成17年4月1日現在で10種(植物7種、昆虫類1種、鳥類1種、淡水魚類1種)が指定されています。

なお、指定される動植物は今後も追加されることがあります。

希少野生動植物

特定希少野生動植物

H17.4.1現在 10種指定
原則として捕獲等が禁止

特定希少野生動植物の紹介

特定希少野生動植物に指定された10種は、ふくしまレッドデータブックカテゴリーで絶滅の危機に瀕している種とされている絶滅危惧I類です。



オオシラヒゲソウ

(ユキノシタ科)

シラヒゲソウの変種です。シラヒゲソウに比べ全体に大型で、花は径3～3.5cmになります。本州(秋田県～兵庫県)の日本海側に分布します。県内では会津地方南部に分布し、河川流域の湿った岩上などにまれに生育しています。

シラヒゲソウ

(ユキノシタ科)

多年草で花は径2～2.5cmになります。花期は8～9月です。本州、四国、九州に分布します。県内では会津地方南部に分布し、溪谷や河川の湿った草地や岩場にごくまれに生育しています。



ビヤッコイ

(カヤツリグサ科)

抽水性の水生植物で、草長20～40cmの多年草です。清冽なわき水をたたえた砂泥質の沼地に生育し、表郷村が日本で唯一の生育地です。



キノエビネ

(ラン科)

葉は長さ20cm、花茎は30cm程の多年草です。花期は7～8月で、淡紫色の花を5個程つけます。本州や四国に分布し、県内では会津地方南部の自然林林床に極めてまれに生育していますが、園芸採取などにより減少しています。



サルメンエビネ

(ラン科)

茎は長さ15～30cm、花茎は30～50cmの多年草です。6月頃、花を10個程つけます。北海道から九州まで分布しています。県内では会津地方南部の自然林林床に生育していますが、園芸採取などにより減少しています。

サルメン(猿面)とは、唇弁が赤みを帯び皺があることを猿の顔に例えたものです。



クマガイソウ

(ラン科)

高さ30cm前後で雑木林やスギ林・竹林下に生育する多年草です。北海道、本州、四国(高知県)、九州(熊本県)のほか国外では中国に分布します。県内でも限られた場所に生育していますが、園芸採取などにより減少しています。



コクラン

(ラン科)

照葉樹林の林床に生育する多年草です。葉は長さ5~12cm、花茎は15~30cmです。花期は6~7月で、先端に5~10個の花をまばらにつけます。本州(福島県以南)、四国、九州のほか国外では中国、台湾に分布します。県内ではいわき市に生育しており、国内の分布の北限となっています。



左:雌

右:雄

ヒヌマイトンボ

(イトトンボ科)

腹長22~25mm、後翅長13~16mmで河川の河口付近のヨシ原に生息する種です。宮城県から大阪府にかけての太平洋沿岸と対馬、福井、京都、兵庫などの日本海沿岸、山口県の瀬戸内海沿岸に分布しています。県内では相双地方で生息が確認されています。

コアジサシ

(カモメ科)

アジサシより一回り小さい小型のアジサシで海岸、岸、河口、河川、埋め立て地等にコロニーをつくります。夏鳥として本州以南に渡来し、繁殖します。県内ではいわき市の河口などへの飛来が確認されているものの、営巣することはごくまれとなりました。



ゼニタナゴ

(コイ科)

全長7~9cmで体高は高く、タナゴ類の中で、最もうろこが細かいのが特徴です。神奈川県以北の本州の池沼、小河川などに生息していましたが、全国的に絶滅の危機に瀕しています。県内では一部の河川等において確認されているのみで、個体数は減少傾向にあります。秋季にドブガイ等の二枚貝に産卵します。

(備考)

「レッドデータブックふくしま」には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」により国内希少野生動植物として指定されている種のうち、県内に生息・生育する次の9種が掲載されています。これらの種についても捕獲・採取等が原則として禁止されています。

シジュウカラガン、オオタカ、クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、オオセッカ、アツモリソウ

特定希少野生動植物の捕獲等の禁止 条例第10条～第12条

特定希少野生動植物に指定された野生動植物を捕獲、採取したり傷つけることはできません。学術研究などの目的で捕獲等を行う場合には、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。

知事の許可を受けずに捕獲等をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課せられることがあります。



生息地等保護区の指定 条例第17条～20条

特定希少野生動植物の生息・生育地やその周辺で一体的に保護する必要があり、重要と認められる区域を生息地等保護区として指定します。

生息地等保護区は、**管理地区**と**監視地区**に区分され、建物を建てたり、宅地を造成するなど特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、**許可**や**届出**が必要です。

また、管理地区の中で特に重要な場所については、人の立入りを禁止する**立入制限地区**を設けることができます。



保護管理事業 条例第25条～第27条

特定希少野生動植物の個体の保護増殖、その生息・生育地の整備をすることが必要となった場合などは、保護管理事業計画を策定し、この計画に基づいた事業を推進します。

罰 則 条例第41条～第45条

特定希少野生動植物を違法に捕獲・採取した場合や管理地区内で許可を受けずに各種の行為等をした場合などは、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の処罰の対象となることがあります。

写真提供 (敬称略)

五十嵐 彰、小野 金次郎、熊倉 正昭、倉石 信、佐藤 光雄、鈴木 滋、多田 雅充、蓮沼 憲二、三田村 敏正、湯澤 陽一、若杉 孝生



福島県野生動植物の保護に関する条例 (抜粋)

(目的)

第一条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、その野生動植物の取扱い及び生息地等の保護に関する規制等について必要な事項を定めることにより、生物の多様性が保持された豊かな自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第三条 県は、野生動植物が置かれている状況の把握に努めるとともに、希少野生動植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、及び実施する希少野生動植物の保護に関する施策について、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であることを認識し、希少野生動植物の保護に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(捕獲等の禁止)

第十条 何人も、特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第十二条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合
- 三 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十二条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。



福島県の絶滅のおそれのある野生動植物

(ふくしまレッドリスト選定種)

分類群	カテゴリ	植 物				動 物					合計	
		コケ植物	シダ植物	種子植物	小計	昆虫類	鳥類	淡水魚類	両生・爬虫類	哺乳類		小計
絶 滅	絶滅	—	2	5	7	1	—	—	—	2	3	10
絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類	26	7	97	130	8	11	3	—	1	23	153
	絶滅危惧Ⅱ類	24	18	138	180	16	14	2	1	1	34	214
準絶滅危惧		18	8	114	140	30	17	6	4	1	58	198
希 少		33	29	106	168	38	23	2	5	8	76	244
注 意		—	—	8	8	7	1	—	—	3	11	19
未 評 価		15	9	124	148	12	6	7	5	8	38	186
合 計		116	73	592	781	112	72	20	15	24	243	1,024

なお、ふくしまレッドリストは、福島県ホームページにも掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/shizen/>

編集・発行

福島県生活環境部 自然保護グループ

平成17年3月 印刷・発行

●内容についてのお問い合わせ先●

福島県生活環境部 自然保護グループ

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7210 FAX 024-521-7928

E-mail shizen@pref.fukushima.jp